

第 1 審査会の結論

名古屋市交通局長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、名古屋市交通局（以下「交通局」という。）が管理を民間企業（以下「本件法人」という。）に委託している営業所（以下「委託営業所」という。）に係る従業員の運行管理者資格者証番号（以下「本件資格者証番号」という。）の部分为非公開とした決定は妥当でないので公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成23年10月14日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、国土交通省中部運輸局（以下「中部運輸局」という。）に提出した市バスの交通事故に係る年度ごとのレポート文書及び運行管理者国家試験の合格証書謄本コピー（以下「本件公開請求①」という。）並びに営業所ごとの運行管理者国家試験並みの合格証書保持者数（以下「本件公開請求②」という。）の公開請求を行った。

2 同月26日、実施機関は、本件公開請求①に対して、自動車事故報告書（以下「本件報告書」という。）及び運行管理者資格者証を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、本件公開請求②に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件報告書に記載されている職員の氏名、関係者の受診医療機関の名称並びに運行管理者資格者証に記載されている実施機関の職員の生年月日並びに委託営業所の従業員の氏名、生年月日及び本件資格者証番号については、特定の個人を識別できる情報のうち通常他人には知られたくないと認められるものであるため、非公開とする。

3 同年12月 8日、審査請求人は、本件処分のうち本件資格者証番号を非公開とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、本件資格者証番号を非公開とした処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 中部運輸局が厳格に管理している本件資格者証番号について、関係者以外の一般人が、知り得ることは困難である。

(2) 市バス車庫営業所に常駐を求められている統括運行管理者の部下への指導・監督は、業務委託された民間事業者所属であっても、市交通局職員の統括運行管理者に準じたものと推認する。したがって、国の出先機関発行文書の運行管理者を特定する本件資格者証番号の非公開については承服しがたい。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件資格者証番号は、被交付者に対して中部運輸局が固有の番号を割り当てたものであるから、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

また、特定の個人が識別された場合には、特定された者の職業、勤務先、職制上の地位を知り得ることになるから、通常他人に知られたくない情報に該当する。

2 審査請求人は、委託営業所の従業員が公務員に準じる地位を有するため、非公開情報から除外すべき旨を主張するが、指導監督を行う業務は、運行管理者という地位にあることを理由に負う義務であり、公務員等であることとは何ら関わり合いがない。当該義務を負うことを理由に、委託営業所の運行管理者が公務員等に準じたものであるとは言えない。条例は、公務員等に該当するか否かで取扱いを区別しており、公務員等に準じた者の取扱いについては、定めていないのであるから、公務員等以外のものはすべて同様の取扱いをすべきである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件資格者証番号が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点と

なっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市が保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 運行管理者について

一般旅客自動車運送事業者である交通局は、道路運送法（昭和26年法律第 183号。以下「法」という。）第23条第 1項の規定により、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから運行管理者を選任しなければならないとされている。

実施機関では、委託営業所の運行管理者についても、国土交通大臣へ届け出を行う義務を有しているため、実施機関は本件法人に対して運行管理者資格者証の写しを提出させているものである。

4 本件資格者証番号について

本件資格者証番号は、法第23条の 2の規定により、運行管理者試験に合格した者等に交付される運行管理者資格者証に氏名、生年月日とともに記載されているものである。

本件資格者証番号は、中部運輸局が管理しているが、中部運輸局は、当該番号に対する照会について、原則として外部の者に回答しない取扱いをしている。

5 条例第 7条第 1項第 1号該当性

当審査会は、本件資格者証番号が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

- (1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたいと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(2) まず、本件資格者証番号は、管轄する運輸局名、資格の種類及び番号から構成されているものの、当該番号から特定の個人が直ちに識別される情報には該当しない。

(3) 次に、本件資格者証番号と他の情報と照合することにより、特定個人が識別される場合もあることから、これを検討する。

ア 同号に規定する他の情報の範囲としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報か否かで判断すべきであり、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報は、含まないと解すべきである。

イ この点、実施機関は、本件資格者証番号が被交付者に対して固有の番号を割り当てたものであることを理由に、特定の個人を識別することができる情報であると主張する。

ウ しかし、本件資格者証番号は、上記 4 のとおり、本件資格者証番号の保有者について中部運輸局は照会に応じていないことから、本件資格者証番号を公開したとしても、当該番号の保有者の氏名を識別することは、一般には不可能である。

エ 仮に、委託営業所の関係者であれば、本件資格者証番号から特定の個人が識別できる場合があることも考えられるが、かかる場合のような特定の関係者であれば識別できる情報については他の情報に該当するとは認められない。

(4) したがって、本件資格者証番号は、通常人をして他の情報と照合することにより、特定個人が識別することができない情報であると認められる。

(5) 以上のことから、本件資格者証番号は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当しないと認められる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年12月27日	諮問書の受理
平成24年 1月 4日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
1月31日	実施機関の弁明意見書を受理
2月 1日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
3月 8日	審査請求人の反論意見書を受理
6月 5日	審査請求人の反論意見書を受理
6月20日 (第139回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
7月18日 (第140回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
8月 8日 (第141回審査会)	調査審議
9月 5日 (第142回審査会)	調査審議
9月12日	答申